

議案第32号

西海市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

西海市都市計画審議会条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年6月13日 提出

西海市長 瀬川 光之

西海市条例第 号

西海市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

西海市都市計画審議会条例（平成17年西海市条例第207号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市長が適当と認めた者の中から、」を「西海市議会議員につき、」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の西海市都市計画審議会条例第3条第1項の規定による審議会の委員の任命に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。

新旧対照表

西海市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

新	旧
西海市都市計画審議会条例 平成17年4月1日 西海市条例第207号 第1条及び第2条　（略） 第3条　審議会を組織する委員は、学識経験者及び <u>西海市議会議員につ</u> <u>き、</u> 市長が任命する。 2～4　（略） 第4条～第9条　（略）	西海市都市計画審議会条例 平成17年4月1日 西海市条例207号 第1条及び第2条　（略） 第3条　審議会を組織する委員は、学識経験者及び <u>市長が適当と認めた</u> <u>者の中から、</u> 市長が任命する。 2～4　（略） 第4条～第9条　（略）

附 則

（施行期日）

1　この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（準備行為）

2　この条例による改正後の西海市都市計画審議会条例第3条第1項の規定による審議会の委員の任命に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。